

継続的専門能力開発(CPD)認定登録書(参加学習型)

プログラム番号	—
教育形態	研修会
プログラム名	管理者研修会
主催者(団体)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)
協賛・後援	共催:全国専修学校各種学校総連合会、全国専門学校協会(全専各連・課程別設置者別部会) 文部科学省「専修学校教育研修活動補助事業」(国庫補助事業) ※別紙1「教育研修活動費補助金(私立学校教員研修費等補助)交付要綱」、令和2年度(実績)の別紙2「開催案内」、別紙3「実施要項」を参照。
開催日程	不定期(東京での開催) ※今年度の日程は未定。 ※令和2年度(実績)は別紙3「実施要項」(日時)を参照。
総時間	原則として3時間半以上(年度の講演内容により時間は不定) ※令和2年度(実績)は約2時間半(別紙4「タイムテーブル」を参照)。
開催場所	不定※今年度の東京会場の場所は未定。
対象者	○受講資格は専修学校運営責任者 ○原則として財団の都道府県支部に加盟する学校に所属する者(開催案内は財団から全国の支部加盟校に送付)。 ※令和2年度(実績)は別紙3「実施要項」(対象)を参照。
定員	実施する年度・会場より異なるが、概ね100名程度。 ※令和2年度(実績)は別紙3「実施要項」(定員)を参照。
題目	上記『プログラム名』と同様。
プログラム(次第)	年度により異なる。当該年度ごとに専修学校教育等において重要なテーマを設定する。 ※令和2年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。
内容	○専修学校の制度や教育、人材育成や能力開発等に関する関係府省庁の振興方策等についての行政説明。 ○職業教育・キャリア教育に関する調査研究成果や成功事例等についての学識者や学校関係者等による報告。など ※今年度は、「コロナ禍における専修学校教育の振興(仮題)」等のテーマを予定。 ※令和2年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。
プログラムの目標	学校経営その他運営等の一助となる情報を伝達し、また、各学校間の教育の振興・充実を図ることを目的とする。

	※令和2年度の具体的な記載は別紙2「開催案内」を参照。
CPD点数	10点
料金	財団の都道府県支部の加盟校1名4,000円、その他の学校1名8,000円
備考(問い合わせ先)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課 TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688
詳細URL	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。 https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi

教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱

昭和59年	1月31日	文部大臣裁定
昭和59年	12月24日	一部改正
昭和60年	7月8日	一部改正
昭和61年	4月5日	一部改正
昭和62年	5月21日	一部改正
平成2年	2月5日	一部改正
平成3年	8月23日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成10年	4月8日	一部改正
平成13年	1月6日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
令和2年	12月25日	一部改正

（ 通 則 ）

第1条 教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、もって我が国の私立学校の中等教育及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、補助事業者が補助事業を行うに要する経費のうち、補助金交付の対象として別表に掲げる文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内の定額とする。

（申請手続）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止を受けた日を含む。)から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期限までに、別紙様式5による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第14条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第16条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類等を、補助事業の完了の日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

2 教員研修事業費等補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱（昭和53年12月4日 文部大臣裁定）は廃止する。

理 事 長 ・ 学 校 長 殿

(一財) 職業教育・キャリア教育財団
理事長 福 田 益 和
全国専修学校各種学校総連合会
全 国 専 門 学 校 協 会
会 長 福 田 益 和

公
印
省
略

**令和 2 年度 文部科学省教育研修活動費補助事業
「管理者研修会」開催のご案内**

時下ますます校務ご繁忙のことと拝察申し上げます。

さて、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団では、例年、学校経営その他運営等の一助となる情報を伝達し、専修学校教育の振興・充実を図ることを目的に標記研修会を実施しております。この度、本年度の日程と内容が決定いたしましたので、急ぎご案内申し上げます。

今年度は、実施要項のとおり、12月11日に東京・アルカディア市ヶ谷で開催いたします。例年開催している大阪・福岡会場での開催は見送り、東京において開催した内容については録音を行い、TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校にはデータのご提供を行います。

研修会の前半は、「専修学校に関連する施策（新型コロナウイルス感染症関連を含む）について」です。今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、専修学校においても多方面で影響が出ております。このような中で、文部科学省をはじめ行政におかれましては様々な施策を講じています。学生に対する授業料減免措置等の施策や修学支援制度、遠隔授業の実施に対する支援策等の専門学校に関わる一連の動向について、また、「令和3年度専修学校関係概算要求」等についても文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室のご担当者にご講演いただきます。

研修会の後半は、「専修学校の遠隔教育の取組みについて」です。オンライン授業等の遠隔教育が急速に普及し、今年度第二次補正予算では「専修学校（専門課程、高等課程）における遠隔授業の実施に必要な環境整備の推進」として12.6億円が計上されています。文部科学省は関係各所に取扱いや留意点等についての通知を行っていますが、Society5.0で実現するとされている社会（IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する社会）を目指した今後の遠隔教育の取組みについて、また、改正された著作権法と留意事項についても文部科学省専修学校教育振興室のご担当者にご講演いただきます。

各テーマとも、専門学校の教育活動及び学校運営において大変重要な主題となりますので、実施要項をご確認の上、是非、ご参加を賜りますようお願い申し上げます。参加をご希望される方は、受講申込書に必要事項をご記入の上、申込期日までにファクシミリにてお早めにお申し込みください。

[お問い合わせ・お申し込み先]

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 総務課
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階
TEL : 03(3230)4814 FAX : 03(3230)2688

令和2年度 「管理者研修会」 実施要項

- 【主催】 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）
全国専修学校各種学校総連合会・全国専門学校協会
- 【日時】 令和2年12月11日（金）
- 【会場】 東京・アルカディア市ヶ谷 3階 富士の間
東京都千代田区九段北4-2-25 TEL：03-3261-9921
（会場地図：<https://www.arcadia-jp.org/access/>）
- 【対象】 専修学校の学校運営責任者 等
- 【定員】 170名（先着順）
※定員になり次第、申込締め切りとなります。満席時にはTCE財団ホームページ
（https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi）でお知らせします。
※1校につき2名までのお申込みになります。
- 【申込期限】 12月4日（金）
- 【申込方法】 同封の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてお申し込みください。
⇒FAX送信先：03（3230）2688
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（TCE財団） 事務局 総務課宛
- 【受講料】 ◆TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校…1名：4,000円
◆上記以外の専修学校…1名：8,000円
※自校が会員校かどうか不明な場合はお電話ください。
03（3230）4814（一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 総務課）
※「TCE財団の都道府県支部」は、TCE財団ホームページの「名簿等」にてご確認ください。
※受講会場の開催日前日までに下記口座へお振り込みください。
※研修会当日の現金の受け渡しはご容赦ください。

みずほ銀行 九段支店（普通）2386904 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 （振込手数料は貴校にてご負担ください。）
--

【感染症対策】

- 例年の2倍の広さの会場を使用し同定員にて開催いたします。
- 研修当日までの2週間以内の渡航歴がある場合や発熱や咳などの体調不良が生じた場合は、ご参加をご遠慮いただきます。
- 受講者の方々にもマスク着用をお願いし、入室時には検温を行います。
- ※研修会内容を録音し、録音データをダウンロードできるようにいたします。（TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校のみ）

【キャンセルポリシー】

- 新型コロナウイルス感染症の影響等で研修会を中止する場合には、中止の決定を1週間前に主催者側より通知し、全額をご返金いたします。

令和2年度 管理者研修会 タイムテーブル（予定）

◆開催日・会場 令和2年12月11日（金）・アルカディア市ヶ谷

◆主 催 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
全国専修学校各種学校総連合会・全国専門学校協会

予定時間	テーマ（仮題）及び講師（敬称略）
12:30	受付
13:00	開会 開会あいさつ
13:05～ 14:05	「専修学校に関連する施策（新型コロナウイルス感染症関連を含む）について」 文部科学省 総合教育政策局 専修学校教育振興室 担当官
14:05～ 14:20	<休憩>
14:20～ 15:20	「専修学校の遠隔教育の取組みについて」 日本電子専門学校 学校長 船山 世界
15:20	閉会

※事情により変更となる場合があります。実施要項やタイムテーブルなどに変更が生じた場合はTCE財団ホームページ（<https://www.sgec.or.jp>）上でお知らせします。

※研修会内容を録音し、録音データをダウンロードできるようにいたします。（TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校のみ。）

令和2年 月 日

令和2年度 管理者研修会 受講申込書

<申込期限：12月4日（金）必着>

* 1校につき2名までのお申込みとさせていただきます。

都道府県名 _____

学 校 名 _____

申込担当者 氏 名 _____

e-mail _____ @ _____

電 話 番 号 _____ — — — — — FAX 番 号 _____ — — — — —

受講者氏名① _____

e-mail _____ @ _____

受講者氏名② _____

e-mail _____ @ _____

受講料単価 [] 1名 4,000円…TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校

[] 1名 8,000円…上記以外の専修学校

※↑どちらか該当されるほうに○印をお書きください。

受講料総額 受講料単価[]円×受講者数 []名 = []円

※受講料はお申込の学校名にてお振込ください。法人名にてお振込の場合は、法人名をご記入ください。[法人名：]

振込予定日 令和2年 月 日

ご利用銀行 _____ 銀行 _____ 本・支店より
(振込手数料は貴校にてご負担ください)

※ご提供いただいた個人情報は、講師に渡す受講者名簿、研修会時の受付、アンケートのご質問等に対するご回答にのみ利用させていただきます。

【お申込先】(送付状は不要です。本紙のみお送りください。)

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課

FAX : 03 (3230) 2688

令和2年度 文部科学省教育研修活動費補助事業

「管理者研修会」タイムテーブル

◆開催日・会場 : 令和2年12月11日(金) 東京・アルカディア市ヶ谷

◆主催 : 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
全国専修学校各種学校総連合会・全国専門学校協会

予定時間	テーマ及び講師(敬称略)
12:30	受付
13:00	開会 開会あいさつ
13:05~ 14:05	「コロナ禍における専修学校教育の振興」 文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 室長 金城 太一
14:05~ 14:20	<休憩>
14:20~ 15:05	「専修学校の遠隔教育の取組み」 日本電子専門学校 学校長 船山 世界
15:05~ 15:20	「改正著作権法と留意事項」 全国専修学校各種学校総連合会 参与 菊田 薫
15:20	閉会

※会場内にセルフサービスの水とお茶をご用意いたしております。どうぞご利用ください。